

マイナンバー法 [2]

～将来像～

吉井 一洋／鳥毛 拓馬

要 約

番号制度においては、導入後の利用・活用の拡充も重要なテーマである。番号制度の政策的な効果を向上させるためには、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の観点から情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の範囲の拡大を図るべきである。

市町村においては、番号制度対応を契機にシステム・インフラの整備が進むことから、それを利用した新たな独自サービス、多彩な住民サービスが提供される新たな地域社会の幕開けとなる。

利便性向上のための、個人番号カードに代えたスマートフォンの活用、マイ・ポータルの利用拡大（マイガバメント）など、周辺制度の拡充も期待されている。

民間利用については、「公益性等」があることが前提となる。個人番号だけでなく、情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータル、公的個人認証サービスといった周辺制度のさらなる活用も検討されている。証券会社・金融機関においては、例えば、NISAでの活用、移転先が分からない顧客の住所確認などの他、クラウド・ファンディングや顧客の納税事務の簡素化といった活用方法も期待される。

なお、医療情報への活用については、よりセンシティブな情報ということで、番号法とは別に、検討が進められているが、番号法に基づくインフラについて、二重投資を避ける観点から、共用できる部分は共用することも検討すべきであろう。

目 次

- 1章 政府、特に地方公共団体における将来像
- 2章 民間利用の可能性
- 3章 証券・金融機関での将来的活用
- 4章 医療情報への活用

1章 政府、特に地方公共団体における将来像

1. 番号制度の中長期的な位置付け

番号制度は、社会保障や税の公平性を向上させ、行政運営の効率化を図り、国民（住民）の利便性を向上させることが目的とされている。

番号制度は、その導入及び運用に、関係機関の組織的な整備・取り組みを要し、また情報システムやデータの整備に相応の社会的なコストを伴うものとなることが想定され、行政機関の公正性の向上のみならず、社会的な投資対効果が、十分に適切な水準にあることが望ましい。

その点で、番号制度導入後の利用・活用と、そのために必要な法改正が中長期的には一つのテーマとなろう。

番号制度の社会インフラの利用・活用は、一時的でない継続的な取り組みとすることが重要になる。番号制度導入後、①相応の数のユーザーにマイ・ポータル、情報提供ネットワークシステム等の社会インフラが日常的に利用され、②各機関において法令及び条例の範囲内で創意工夫が行われ、多彩なサービスが提供され、③住民がそれらの提供サービスを利用していく——といった好循環が促されれば、番号制度のメリットが広く実感されるようになる。

番号制度の社会インフラの運用は、情報システムのPDCAサイクルを機能させ、透明性の高いシステム運用（契約を含む）¹や、住民や各機関

の現場職員などのシステム・ユーザー（利用者）からの意見を随時反映することで、ユーザビリティや提供サービスを継続的に改善する柔軟性が確保されるべきであろう。

以下では、番号制度で整備される社会インフラの将来的な利用・活用の可能性について触れる。

2. 情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携の範囲拡大

番号制度の機関間の情報連携は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）別表第二にある情報提供者、情報照会者の組み合わせにおいて、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報²のやりとりを行う。

国と地方公共団体の間で情報連携がなされれば、行政機関の再編の有無にかかわらず、住民の利便性向上、行政事務の効率化を進めることが可能になる。しかし逆に、情報連携の範囲が限定的であれば、政策的な効果を十分に引き出すことはできない。

情報連携の対象外の分野としては、例えば、戸籍分野（法務省）、不動産登記分野（法務省）が挙げられる。

現行、社会保障分野の申請・届出の添付書類として戸籍謄本・抄本が必要になるケースがあるが、住民票や所得証明書・課税証明書は添付書類の削減ができて戸籍謄本・抄本は取り寄せや添付書類として番号制度の情報連携開始後も残ることになる²。

1) 一般に、高い情報セキュリティを要件とするシステムの調達には、既存業者によるベンダロックインのリスクが高まる。契約については、例えば、SLA（Service Level Agreement）を牽制措置として機能させることや、社会インフラとなるシステム等の調達や、システム更改の方針等について内閣情報通信政策監（政府CIO）が関与することなども考えられるが、中長期的には、各主体の情報システム部門の人材育成等によって発注力を継続的に強化することで、既存業者との情報の非対称性が解消されるようにすることが望ましい。

2) 番号制度の機関間の情報連携の開始に合わせて、e-Taxでの取り扱いのように、添付書類を提出省略（本人保存）可とするなども検討されるべきと考えられる。

また、不動産登記分野も、法務省の登記所が、固定資産税（市町村税）や不動産取得税（都道府県税）の基となるデータを作成しているが、現行のシステム間では連携されておらず、市町村や都道府県では、転記やシステム入力で相当な事務負担がある³。これについても番号制度の情報連携の対象外の分野であるため、情報連携開始後も事務が残ることになる。

これらは一例であるが、将来的にはBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の観点から情報連携の範囲拡大について改めて検討が必要であろう⁴。

◇税務当局（国税）の情報連携

国税庁は、番号法別表第二の情報提供者、情報照会者の記載がなく、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる機関とはされていない。

国税庁と地方公共団体では、2011年から、国税電子申告・納税システム（e-Tax）と国税総合管理（KSK）システムの申告データを基に、一般社団法人地方税電子化協議会のエルタックス（eLTAX）を通じて、地方公共団体へ電子的に申告書のデータの配信を可能とする国税連携システムの運用が開始されている。

番号法第19条では特定個人情報の提供の制限の除外規定を第1項の各号で定めており、第8号に国税庁と地方公共団体の国税又は地方税に関する特定個人情報を提供する場合が規定されてい

る。上記の国税庁と地方公共団体の情報連携がこれに該当するのではないかと考えられる。

国税庁の情報提供ネットワークシステムへの接続も、情報のやりとりの記録の開示、情報セキュリティ、運用のさらなる効率化などの観点から、中長期的には改めて検討が必要となる可能性もある。

3. 将来的な情報連携を行う民間機関の拡大

番号制度の導入は、民間企業にとっては、行政機関の事務効率化のための協力、それに伴う新たな事務負担の増大と映っている。

特に、法定調書提出義務者、源泉徴収義務者の個人番号の保有・管理、そのための個人番号の真正性確保のための事務負担がある一方で、その利用については、原則禁止されている。

現行、法定調書提出義務者、源泉徴収義務者は、税務当局である国税庁や市町村との書面のやりとりがあり、この事務負担の軽減や、行政機関との情報連携を促進するなど、民間企業にとっても導入メリットのある番号制度とすべきであろう。

「符号」による情報連携は、機関間の結託を防止しつつ、法令の範囲内で個人の情報を連携する仕組みである。

番号法別表第二の機関として、医療保険者、国民年金基金連合会等、国民年金基金、厚生年金基金等も含まれているが、法定調書提出義務者などの民間機関についても、将来的には一定の範囲内で、「符号」による情報連携を可能とすることも

3) 総務省「番号制度導入に係る地方団体の税務システムのあり方に関する調査研究 調査研究結果報告書」（平成24年3月）

http://www.soumu.go.jp/main_content/000156262.pdf

4) 情報連携の範囲拡大については、2011年6月公表の「社会保障・税番号大綱」の中で、「番号制度に対し、国民の間に生じるのではないかと考え得る懸念」として、国家管理への懸念、個人情報の追跡・突合に対する懸念、財産その他の被害への懸念が挙げられているが、これらを踏まえ、慎重な検討が必要になる。

考えられる。

4. 番号制度を見据えた市町村でのシステム・インフラの整備

地方公共団体の実態を踏まえると、地方公共団体によって基本4情報等の管理状況が異なっており、データ重複等の実態があると想定される。

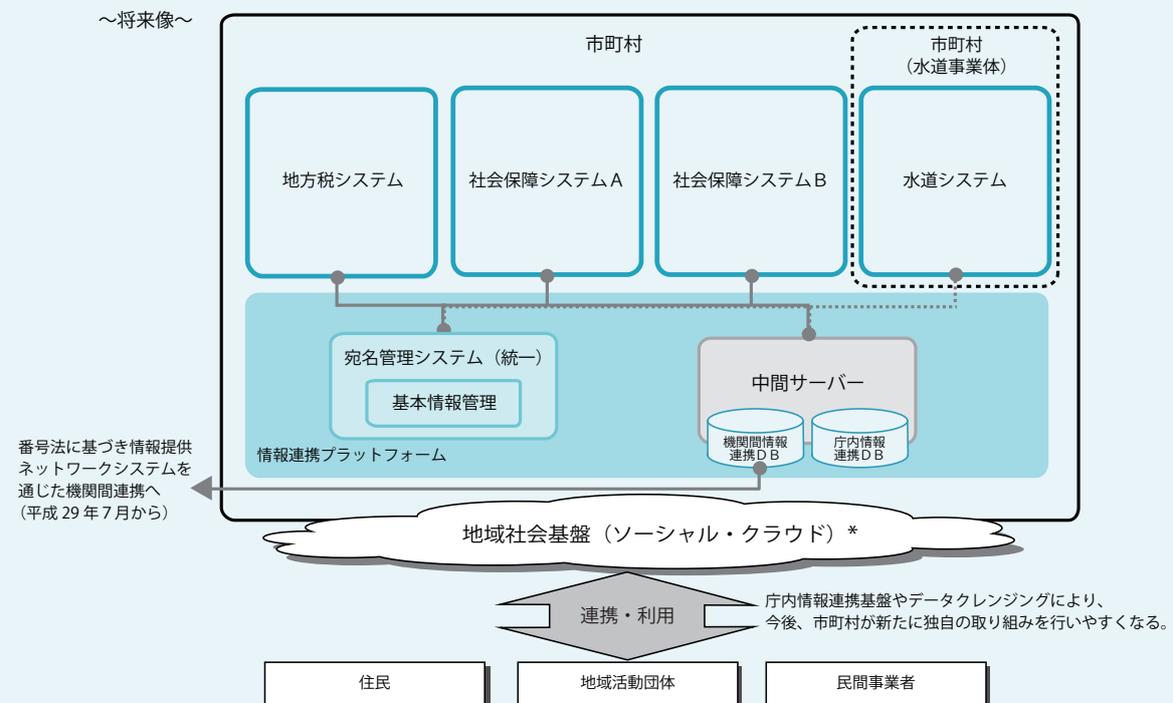
一方で、番号法別表第二の情報提供者となる市町村には、番号法上、情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供の求めに応じた情報提供義務がある。情報提供ネットワークシステムを通じた情報提供、情報照会を行うためには、既存業務システムの情報が一意に特定される必要があり、データ重複等がある団体は、一定程度データクレンジング等の作業が発生すると想定される。

以上を踏まえると、今後、番号制度を見据え、市町村の庁内情報連携の基盤構築やデータクレンジングの取り組みが加速すると想定される。これは地方公共団体の負荷を伴うものであるが、一方で、庁内情報連携基盤の整備や、庁内の個人情報のデータ整備を通じて、市町村は今までできなかった独自の取り組みを行うことも可能となるだろう。

市町村が整備されたシステム・インフラを利用して、法令及び条例の範囲内で、創意工夫を行い、新たな独自サービスを提供していくこととなれば、多彩な住民サービスが、主体的に提供される新たな地域社会の幕開けとなるだろう。

ただし、選択的サービス(オプトイン・サービス)は、「本人同意」が前提となり、市町村の情報セキュリティ(プライバシー保護策)や業務・システム

図表1 地域社会基盤(ソーシャル・クラウド)と市町村による新たな独自サービスの提供(イメージ)



(注) 情報連携プラットフォームは、総務省資料(平成25年3月)を参照した
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/houansetumei250321/siryou8.pdf>
 (出所) 大和総研グループ作成

* 行政と地域又は地域間をつなぐ社会的な基盤

の運用には課題となる^{5、6}。

5. マイ・ポータル、個人番号カード、公的個人認証サービスの普及拡大に向けた課題

(1) 個人番号カードの普及、スマートフォンの活用

本誌「マイナンバー法 [1]」で述べたとおり、個人番号カードはその普及拡大が課題となる。

既にスマートフォン等も広く普及している中、公的個人認証サービスの電子証明書の格納先を個人番号カードに限定するのは論点の一つであろう。

ただし、携帯電話やスマートフォンへの公的個人認証サービスの電子証明書の格納については、技術面以外に、情報セキュリティを確保しつつ携帯電話会社とどのように連携するかや、電子証明書の格納を市町村窓口以外に携帯電話ショップ等で可能にするか、さらに、可能とした場合にはその運用など、課題は多いと想定される。

総務省では「携帯電話等への公的個人認証サービスの電子証明書の格納に係る調査研究の請負」もなされており、今後、携帯電話やスマートフォンへの公的個人認証サービスの電子証明書の格納の検討が進むことが期待される。

(2) マイ・ポータルの利用拡大（マイガバメント）

自由民主党「新たなICT戦略に関する提言 要

約版」(平成25年5月)では、「マイナンバーの導入にあわせ国民に『マイガバメント』(1人ひとりが専用のポータルサイトを持ち、マルチチャネル(携帯・パソコン・窓口)から、個人のニーズ(高齢者・母子家庭等)に応じた情報を得られ、必要なサービスを国・自治体といった組織に関係なく受けられる)を内閣官房と総務省が中心となって構築。マイナンバー実現後1年以内、『国民の声データベース』で活かす。」とされている。

番号制度で整備される社会インフラの活用については、「符号」を基となる番号とした情報連携のための仕組み(「符号」を紐付ける仕組み)を考えれば、その活用範囲は広がる。

「符号」を基となる番号とし、それに分野別連携ハブ⁷で分野別の番号を紐付ければ、情報連携は可能となろう。番号制度導入後の行政サービスでは、番号制度で整備される社会インフラの活用を前提とした検討を抜きに語ることはできないであろう。そして「符号」を基となる番号とした情報連携まで含めて考えれば、広範な行政サービスが提供可能となる。

2章 民間利用の可能性

1. 民間利用の形態

現在の番号法は、個人情報の保護に配慮し、まずはスモール・スタートということになった。民間企業は、法定調書等への個人番号の記載といっ

5) マイ・ポータルでもプッシュ型サービスが予定されているが、「本人同意」が課題となる。

6) オプトイン・サービスの「本人同意」に、公的個人認証サービスの署名用電子証明書を利用することも考えられる。公的個人認証サービスの電子証明書のうち、署名用電子証明書は電子印鑑証明書に相当するものであり、これが付された電子文書については真正な成立が推定されるものとして取り扱われ(推定効)、送信否認ができない。

7) システム上、又は制度上の理由で、(1) 情報提供ネットワークシステムと接続され、(2) 複数の機関のシステムを集約し、中継する機関又はシステム。システム・モデルとして、①中継機能モデル、②情報集約保有モデルの2つが想定される。①はデータを分散で保有・管理し、主にデータの紐付けとその中継を行う。②は①のデータの紐付けのほか、中間サーバーのように情報提供DBを集約して保有・管理する。

た義務を課されるだけの内容となっており、今後の民間利用の拡充を期待する声強い。

一言で民間利用といっても、いろいろな定義や形態があり得る。

単に民間企業が番号を用いることを指すのであれば、番号制度本来の利用目的、すなわち、法定調書に個人番号を記入することも民間利用になる。しかし、これは民間企業からみれば「義務」であり、利用といえるものではない。その趣旨からすれば、民間企業が自らの利便のために番号を活用することを民間利用というべきであろう。

ただし、参議院の附帯決議では、利用範囲を民間利用に広げることを検討する際は、民間分野の公益性等を十分に評価することとされている。

したがって、例えば、顧客リスト作成など、純然たる営業活動やマーケティングのために個人番号を活用することは認められるべきではないものと思われる。検討対象となり得る利用方法としては、下記が挙げられるのではないと思われる。

①番号法以外の他の法令への対応のために活用する方法

②公益性が高いと思われる活用方法

③契約上の義務の履行のために必要な活用方法

④顧客の利便性向上のための活用方法

企業側の事務コスト等の削減は、上記①から④の対応の結果、生ずる効果といえるが、仮に上記①から④のいずれにも該当しないが、民間企業の事務コストの削減に資する活用方法があるとした場合、その効果が幅広い範囲に及ぶものであれば、利用範囲の拡張の対象になり得るかもしれない。

番号法制度の検討過程において民間側から様々な活用方法案が示された。これらは、例えば、次のように分類できるのではないと思われる。

①番号法以外の他の法令への対応のために活用す

る方法

- ・企業（源泉徴収義務者など）の公的業務効率化（従業員に係る税務、社会保険関係業務など数多くの公的業務を、番号制度を通じたシームレスな電子的処理により、官民通じて抜本的効率化〈ミス削減、時間短縮、コスト削減等〉を図る）

- ・確定申告時に必要な添付書類の提出における負荷軽減（生命保険会社など）

- ・住所不明の顧客に対して製品リコール情報、証券・金融取引の報告書を送付するための現住所確認

- ・個人番号を記入した法定調書提出等以外の法令上の義務への対応のために、顧客情報を管理する必要がある場合に、個人番号を利用して顧客情報を管理（例えば、金融商品取引法上の適合性の原則に対応、預金保険法への支払いへの対応など）

- ・総量規制対応や個人信用情報機関等における番号の活用

- ・オンラインでの各種取引・手続きにおける「公的個人認証サービス」の活用（法改正は対応。2016年適用に向けて調整中）

- ・オンライン取引での年齢確認

②公益性が高いと思われる活用方法

- ・災害発生時における本人確認

- ・非常時における預金の暫定支払い

- ・災害時の安否確認

これらについては、災害救助法による救助又は扶助金の支給に関する事務、被災者生活再建支援法による支援金支給に関する事務などに関しては、番号法で個人番号を利用できることとされている。

③契約上の義務の履行のために必要な活用方法

- ・住所不明の顧客に対して、保険金、年金等を支払うための住所確認

④顧客の利便性向上のための活用方法

- ・取引開始や手続きに必要な各種証明書（所得証明等）の取得（①の面もあり）
- ・住宅ローン等の借入の審査等に必要となる顧客の年収情報等を税務当局から取得（①の面もあり）
- ・顧客の承諾を得て、マイ・ポータルに商品情報を提供（プッシュ型サービス）
- ・クレジットカードについて、通常時と異なる利用方法が行われた場合に、マイ・ポータルへその旨を報告し、顧客に確認
- ・金融所得確認制度（①の面もあり）
- ・記入済み申告制度（①の面もあり）

など

2. 具体的な対応手段と課題

上述した各種の要望事項は、個人番号の活用だけでなく、情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータル、公的個人認証サービスなどの周辺制度も含んだ内容となっている。

①で挙げた企業の公的業務効率化では、社内の効率的な情報管理のために個人番号そのものを活用するといったことが想定されているものと思われる。番号法では、同法に定める利用目的以外で個人番号を含んだ特定個人情報ファイルを作成することはできないので、同ファイルについて他の法令上の義務への対応目的での利用を認めるためには、法改正が必要となる。他方で、番号制度導入に合わせて、中長期的にそれぞれの行政機関等（例えば、国税庁、厚生労働省、一般社団法人地方税電子化協議会、市町村等）のポータル・サイトや、それを通じて提供されるサービスの改善が

進むことを期待したい。

番号法では、個人番号をベースに情報を引き出せる仕組みにはなっていない。特定個人情報の提供は、原則として、情報提供ネットワークシステムを通じて、番号法の別表第二で認められた範囲でのみ可能とされている。例えば、①で挙げた移転先不明の顧客については、民間業者が情報提供ネットワークシステムに参加が認められれば、同ネットワークシステムを通じて、顧客の移転先の住所（現住所）情報を取得することが期待されている。③の住所不明の顧客に対して、保険金、年金等を支払うための住所確認も同様である。これらが実現するためには、番号法の別表第二に、当該民間業者を加える等の法改正が必要となる。その他、あらかじめ顧客に移転した場合の住所情報の取得について、マイ・ポータルを通じて了解を得ておく、情報連携の効率化のため、行政機関並みの特定個人情報保護評価（PIA）を受けた業界別の連携ハブを設け、まとめて情報をやりとりする、などの対応も必要となろう。

しかし、番号法の別表第二においては、行政機関等が取得できる住民票関係情報は、世帯情報（世帯主である場合はその旨、世帯主でない場合は世帯主名と続柄）に限られていることから判断すれば、情報提供ネットワークシステムを通じて、基本4情報の一つである住所情報を取得することが認められることには困難が予想される。

他方で、番号法の改正に合わせて、住基ネットを通じて本人確認情報を取得できる機関が拡張された（住民基本台帳法の改正）。これは符号取得のためと考えられる。情報提供ネットワークシステムでは、現段階で個人の基本4情報取得は認められていないのに対して、住基ネットを通じての取得が認められたのは、情報提供ネットワーク

システムでは、基本4情報が他の情報と結び付く可能性があるのに対して、住基ネットを通じて別ルートで基本4情報を入手するのであれば、他の情報と結び付くおそれが少ないという面も指摘できると思われる。したがって、民間業者の場合も、情報提供ネットワークシステムを通じてではなく、住基ネットを通じて、顧客の移転先の住所（現住所）情報を取得することを検討した方が、実現可能性が高いのではないと思われる。

④で挙げた取引開始や手続きに必要な各種証明書（所得証明等）の取得、住宅ローン等の借入の審査等に必要となる顧客の年収情報等を税当局から取得も、情報提供ネットワークシステムに参加が認められることで効率的に実施できる。ただし、これらについては、申請者が手続きを開始することを前提としているため、申請者自身によるマイ・ポータルを活用を拡充することでも対応可能と思われる。もっとも、本人の申告内容が疑わしい場合には、情報提供ネットワークシステムを通じて対象となる情報が入手できれば、申告内容の確認がより容易になる。マイ・ポータルについては、行政機関から必要な通知を行うプッシュ型サービスを行うことが想定されているが、民間業者にも、顧客の承諾を得て、マイ・ポータルに商品情報を提供（プッシュ型サービス）することも考えられる。

なお、民間業者が情報提供ネットワークシステムあるいは、マイ・ポータルに接続する場合は、例えば、PIAを受けた業界別のハブを設け、そこを通じて情報をやりとりする方が効率的であろう。

3章 証券・金融機関での将来的活用

1. NISAでの活用

2014年から導入されるNISA（少額投資非課税制度）では現在、2014年から2017年、2018年から2021年、2022年から2023年といった期間（勘定設定期間という）ごとに、2013年1月1日、2017年1月1日、2021年1月1日の各基準日時点の住所の記載のある住民票の写し等の提出が求められている。これは、当該住民票の写し等を用いて、1人1口座が維持されているかを確認する仕組みとなっているからである。個人番号で管理すれば、基準日に縛られることなく、1人1口座を確保することができるようになる。事務手続き面では、投資家は、わざわざ基準日の住民票等を取りに行く必要がなくなる。

現在、各勘定設定期間においては、いったん開設した口座を、別の証券会社・金融機関に移転することができないことになっている。この制度の下では、例えば、個人投資家がNISAを開設した先の証券会社・金融機関に不満があっても、そのNISAの口座を閉じると、残りの期間はNISAの口座を再度開設することはできなくなる。少なくとも個人番号を用いた管理体制が導入される際には、当該制度の見直しが行われることも期待される。

個人番号導入により、場合によっては、ある投資家が同じ年に複数の証券会社・金融機関にNISAを開設した場合に、税務当局がそれを名寄せして残高を管理することも技術的には可能になると思われる。

例えば、銀行にNISAを開設している顧客が投資信託ではなく株式の取引をしたくなった場

合、銀行は金融商品取引仲介業務で提携している証券会社を紹介することが考えられる。しかし、NISAは1人1口座とされているため、既に銀行にNISAを開設している場合は、紹介された証券会社ではNISAは開設できず、非課税で株式取引を行うことができない。年間投資金額100万円の範囲内で複数のNISA口座を同時に開設できるようになれば、このようなケースにも対応可能となる。

2. バックオフィス連携、マイ・ポータル、公的個人認証サービスの活用

(1) 本人確認の効率化

証券会社や金融機関などにおいては、本人確認の効率化が期待されている。

例えば現行制度では、マネーロンダリング対策から、犯罪収益移転防止法により、取引時において本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認のため、運転免許証、健康保険証、実印の印鑑登録証明書、国民年金手帳、児童扶養手当証書などの他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、氏名、住所、生年月日が記載され、かつ、当該官公庁が本人の写真を添付したものを提示する必要がある⁸。

住民票の写しなど、誰でも入手可能で写真付きでない本人確認書類を提示した場合には、転送不要の書留郵便を対象者に送付し、不着による返戻がないことをもって本人確認が終了するといった対応が求められている。

証券会社や金融機関では、個人番号カードや、番号通知カードの提示、あるいは番号等の利用によって、この郵送手続きを簡素化することができ

ないかという期待があった。

個人番号カードは、官公庁から発行され、氏名、住所、生年月日が記載され、かつ、本人の写真が添付されているため、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類として活用できるように思われる。しかし、個人番号カードは、個人番号が裏面に記載され、目的外で個人番号が記録されるおそれがあることから、犯罪収益移転防止法上の本人確認書類として利用できないのではという法曹関係者もいる。そもそも、裏面に個人番号を記入しているのは、個人番号の通知が必要な局面以外で個人番号が取得されてしまうおそれを低減するためである。対応する証券会社・金融機関において、裏面の個人番号の取得は番号法上必要と認められた局面に限ることを徹底すれば、対応できる問題とも思われる。早急に解釈を明確にすることが望まれる。

オンライン取引に関しては、犯罪収益移転防止法では、顧客の氏名、住所、生年月日の記載のある電子証明書と電子証明書で確認される電子署名付取引の申し込みの送付などが、本人確認の手法として認められている。

犯罪収益移転防止法で、書留郵便送達が不要な本人確認書類である運転免許証の場合、記載されている基本4情報は、本人の届出に基づき、都道府県公安委員会が運転免許証の記載をしたものであり、公証の対象である本人が記載したものではない。この法的な外形が担保される限りにおいて、公的個人認証サービスの署名用電子証明書の基本4情報の利用は、犯罪収益移転防止法の運転免許証等の写しの基本4情報の提供と同視できよう。

8) 犯罪収益移転防止法では、取引目的、職業などの確認も求めている。

(2) 住所移転の確認

証券会社・金融機関では、住所を移転し、その移転先の住所が分からなくなっている顧客に法定調書等を送るために、移転先の住所を確認できるようになることも期待されている。前述したように、一定の法令上の義務に対応する範囲で住基ネットに接続し基本4情報を取得することが、証券会社や金融機関にも認められることが期待される。

別の方法として、住所を確認しなくても、マイ・ポータルアドレスが分かれば、マイ・ポータルに送ることで対応が可能である。この場合、受信確認を付けたとしても受信者が本人であることは確認できない。マイ・ポータルにアクセスできるのは、基本的には本人であると思われるが、場合によっては本人の家族や代理人であることもあり得るため、法律上、到達したものとして認めていかどうか、検討が必要となろう。マイ・ポータルアドレスに移転先の住所等、直近の本人確認情報の送付を求める通知を行い、顧客にマイ・ポータルを通じて、署名用電子証明書⁹付きの住所変更届等を送付してもらうことも考えられる。

3. クラウド・ファンディングにおける本人確認、所得確認

新規・成長産業へのリスクマネー供給を促進する観点から、現在、金融庁が主催する金融審議会において、インターネット等を通じた資本調達（クラウド・ファンディング）の枠組みの整備（開示の簡素化等）が検討されている。

わが国では、クラウド・ファンディングについて、寄付ないしは、組合型の投資という形態がとられていることもあり、詐欺的な行為等は問題となっ

ていない。しかし、「株式」という流通を前提とする形態で実施した場合は、詐欺的な行為が多発する可能性や反社会的勢力の参加も懸念される。

これらの問題に対処するためには、スキームの「入り口」であるポータル・サイトなどに、公的個人認証サービスを用いた、より厳格な本人確認を義務付けることが考えられる。さらに、業界団体や警視庁のデータベースにアクセスして犯罪歴や反社会的勢力でない旨の確認をすることも考えられる。

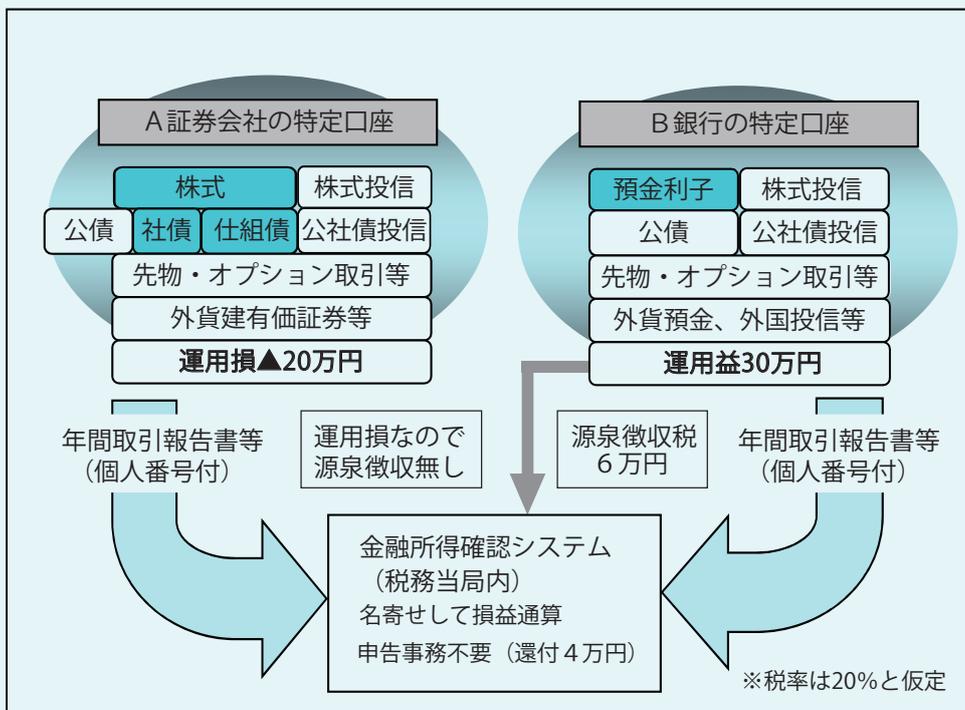
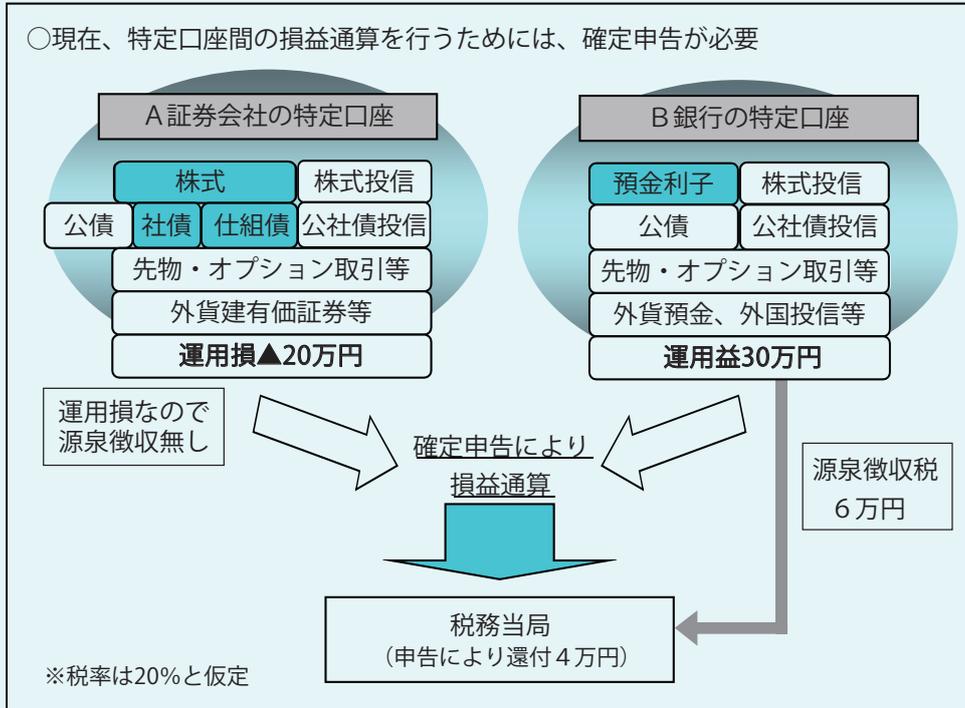
また、米国では、クラウド・ファンディングについて、開示規制の緩和等の要件として、例えば、投資者が年収10万ドル未満の場合、投資額2,000ドル又は年収の5%のいずれか大きい方を超えないことを求めている。同様の規制をわが国に導入する場合、例えば、投資者の所得確認（情報提供ネットワークシステムを通じて紹介しなくても、マイ・ポータルを活用することでも対応可能と思われる）、投資者の投資額の名寄せ（取引の都度、本人確認を求めれば、必ずしも個人番号によらずとも名寄せは可能と思われる）による確認も容易になると思われる。ただし、ポータル・サイトの運用業者に対しては、これらを可能とするための体制整備を求めることになる。

4. 納税システムの簡素化（金融所得確認システム、記入済み申告制度）

顧客（納税者）の利便性向上のため、例えば、預貯金も含めた金融所得課税一体化が実現した時点で、複数の特定口座（源泉徴収口座）の年間取引報告書を個人番号に基づき税務当局が名寄せし、損益通算を自動的に行い、それを納税者に（マ

9) 公的個人認証サービスの署名用電子証明書は電子印鑑証明書に相当するものであり、これが付された電子文書については、真正な成立が推定されるものとして取り扱われ（推定効）、送信否認ができない。

図表2 金融所得確認システムの導入



(出所) 大和総研作成

イ・ポータル等を用いて)通知し、e-Tax などを用いてオンラインで申告・還付を受ける仕組み(金融所得確認システム¹⁰⁾の導入も考えられる。

さらには、税務当局が納税者の所得情報を個人番号により名寄せし、確定申告書に記載して納税者に送付(マイ・ポータルへの送付も考えられる)する記入済み申告制度の導入なども期待したいところである。できれば、所得控除・税額控除のために必要な情報を税務当局側で収集し、納税者に送付する申告書に反映させることも期待される。

ただし、金融所得と異なり、事業所得などは税務当局では把握できない。国税庁は情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の提供・照会を行うことができる機関とはされていないため、所得控除・税額控除のために必要な書類を地方公共団体(地方税関係)を除き、他省庁に照会して情報を得ることはできない。情報提供ネットワークシステムに接続していない民間団体が発行する書類は、法令上行政機関等に提出が求められているものを除き、情報提供ネットワークシステムでは収集できない。また、世帯の異なる家族関係の情報など、そもそも収集困難なものもあり、「記入済み」となる範囲については、限界がある。したがって、当面は、マイ・ポータルで納税者が収集した資料をe-Taxの電子申告書に添付するといった形での、マイ・ポータルの確定申告での活用の拡大で対応することになる。

しかし、将来的には、国税庁の情報提供ネットワークシステムへの接続、同システムで収集できる情報の範囲拡大などを通じた申告事務の一層の簡素化が図られることが望まれる。

4章 医療情報への活用

1. 「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備の在り方に関する報告書」のまとめ

番号制度においても、個人番号を医療分野で活用することも可能であるが、これはあくまでも、健康保険法、国民健康保険法などによる保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務において活用することが規定されているものであり、例えばカルテやレントゲン写真など個人の診療記録等の医療情報¹¹そのものを、個人番号で情報連携させることは考えられていない。

なぜなら、診療記録等は極めて機微性が高いものであり、番号法の情報保護の仕組みよりさらに高度な保護の仕組みが必要であると考えられたためである。

2011年6月に政府・与党社会保障改革検討本部から公表された「社会保障・税番号大綱」では、「医療分野等において取り扱われる情報には、個人の生命・身体・健康等に関わる情報をはじめ、特に機微性の高い情報が含まれていることから、個人情報保護法成立の際、特に個人情報の漏洩が深刻なプライバシー侵害につながる危険性があるとして医療分野等の個別法を検討することが衆参両院で附帯決議されている。今般、番号制度の導入に当たり、番号法において『個人番号』に係る個人情報の取扱いについて、個人情報保護法より厳格な取扱いを求めることから、医療分野等において番号制度の利便性を高め国民に安心して活用してもらうため、医療分野等の特に機微性の高い医療情報等の取扱いに関し、個人情報保護法又は

10) 金融税制・番号制度研究会「金融所得一体課税とマイナンバー制度の推進」(2012年11月)pp.19-20 参照

11) 「医療情報」については、その解釈や範囲を明確化する必要があるだろう。

番号法の特別法として、その機微性や情報の特性に配慮した特段の措置を定める法制を番号法と併せて整備する。なお、法案の作成は、社会保障分野サブワーキンググループでの議論を踏まえ、内閣官房と連携しつつ、厚生労働省において行う。」とされていた。

これを受けて、2012年9月12日に、厚生労働省の「社会保障分野サブワーキンググループ」及び「医療機関等における個人情報保護のあり方に関する検討会」は、「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」（以下、報告書）を公表した。報告書では、主に、「医療等分野での情報の利活用と保護のための環境整備の基本的な考え方」「医療等情報の利活用と保護に関する法制に盛り込むべき事項」「情報連携基盤の整備」について述べられている。以下で概説する。

1) 医療等分野での情報の利活用と保護のための環境整備の基本的な考え方

報告書では、医療制度が直面する課題として、以下の3点を掲げている。

- ①患者自らが情報を得て行う健康管理や、医療機関等の相互の機能分化・連携により、患者に対する包括的サービスを提供する重要性の高まり
- ②データに基づく医療費分析やきめ細かな被保険者サービスを行うニーズの高まり
- ③医学・医術の進歩、医療イノベーションの促進のためのデータ活用への期待

これらを踏まえて、情報化の推進による課題解決として、報告書では、以下の検討事項が掲げら

れている。

- ①人の情報を識別するため医療等の分野のみで用いられる番号（医療等ID（仮称））のあり方
- ②医療等の分野の異なる機関の間で情報共有・情報連携を、安全で効率的に行うための仕組みの導入
- ③個人情報保護法第6条による格別の措置としての利用と保護のルール整備

また、報告書では、医療等情報の法制措置と情報連携の基盤整備で期待される効果の例として、①国民が、より質が高く事務的に効率のよいサービスを受けることができるようになること、②医療等分野の情報が本人にとってわかりやすくなるよう可視化・透明化を進めること、③エビデンスに基づく医療や医療政策等の推進により医療等の質の向上を図ること——の3点が挙げられている。

2) 医療等情報の利活用と保護に関する法制に盛り込むべき事項

報告書では、情報の取り扱いについて国民が安心でき、医療等情報の取扱者が情報の利活用を萎縮しないために、法制化するにあたって、主な検討事項として以下を掲げている。

- ・情報の取得・活用での目的明示・本人同意のあり方
- ・情報の保管時、委託時等における安全管理措置
- ・国民の信頼・安心を確保し、情報の取扱者が萎縮しないための罰則のあり方
- ・主務大臣・第三者機関の関与の仕組み

- ・医療等に関する個人情報の範囲
- ・死者の情報の取扱
- ・安全に匿名化等された情報の取扱
- ・小規模事業者に従事する者への適用
- ・医療等の個人情報を取り扱う主体に共通するルール
- ・適用除外に関する考え方

3) 情報連携基盤の整備

報告書では、医療等分野の情報は、機微性の高い情報を含むものであり、所得情報などと安易に紐付けされない安全で効率的な仕組みにする必要があることから、番号制度における個人番号とは異なる医療等分野でのみ使える番号や、安全で分散的な情報連携の基盤を設ける必要があるとしている。

ただし、番号法に基づくインフラについて、共用できる部分は二重投資を避ける観点から共用することも検討すべきであるとしている。

医療等 I D（仮称）

報告書の概要によると、個人に対してはマイナンバーとは異なる医療等の分野で使える可視化された番号（医療等 I D（仮称））を国民一人に 1 つ付番するとしている。付番方法等については、今後検討するとしている

医療等 I D（仮称）の利用可能者として想定される者として、報告書では、医療等サービス提供者（医療機関、薬局、介護事業者など）、医療保険者、介護保険者、国の行政機関、地方公共団体（保健福祉担当部局等）、その他第三者機関又は主務大臣が個別に承認する者、が挙げられている。

医療等 I D（仮称）だけでは本人確認が行えないようにする規制についての検討も必要であると

し、医療等 I D（仮称）を用いた情報連携に関する監視・監督機関として、第三者機関が必要であるとしている。

なお、市町村が、個人番号と医療等 I D（仮称）の両方を取り扱うことになるのであれば、事務負担への影響は軽視できないであろう。

情報連携基盤の仕組み

報告書では、番号法における情報提供ネットワークシステムを経由することなく、医療等分野の情報連携基盤を利用する者の間の安全かつ効率的な情報連携を実現するため、医療等 I D（仮称）と合わせて、以下の仕組みなどについて検討している。

- ・医療等情報中継 D B（仮称）
- ・情報の流れ、ネットワークにおける安全性の確保
- ・情報保護のための仕組み
- ・医療等分野の情報連携基盤を活用した情報提供について事後的にチェックできる仕組み
- ・個人番号カードやマイ・ポータル
- ・各機関におけるシステム改修
- ・ネットワーク上で確実に認証できる仕組み

番号法に基づく情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携と、医療等 I D（仮称）と医療等情報中継 D B（仮称）を通じた情報連携の両方で大きく異なる理由として、以下が挙げられる。

- ①基盤へアクセスする対象が機関ごとではなく、医療等従事者であり、広範な主体であること。これに伴い、機関ごとではなく、

医療等従事者ごとの認証・認可をシステムで管理する必要があること。また、情報提供ネットワークシステムが管理する機関コードだけでなく、広範な医療等従事者のコードを管理し、そのアクセスをコントロールする仕組みが必要となること。

②①に伴い、広範な医療等従事者のシステム環境に対応した認証・認可を実現する必要があること。広範な医療等従事者のシステム環境は、PCベースなどであることを踏まえ、現実的な仕組みの実現として、情報の受発信が可能なサーバがないシステム環境を想定する必要があること。具体的には、情報の受発信が可能なサーバがない診療所等の電子カルテについても、提供・照会を可能とする仕組みの整備が必要であること¹²⁾。

③インターネットによる情報の利用のため、多様な医療等従事者のシステム環境は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成22年2月）を満たしていることなど、十分にセキュリティ上の対策がなされていることが前提となること。

2. 政府の成長戦略

2013年6月14日に政府より公表された「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」には、番号制度に関する政策として、「利便性の高い電子行政サー

ビスの提供等」及び「医療情報の利活用推進と番号制度導入」という項目が明記されている。

「利便性の高い電子行政サービスの提供等」においては、「番号制度の導入により、番号が活用される社会保障・税分野等において業務改革を推進し、便利で負担の少ない行政サービス及び適正で迅速な事務処理を実現する。とりわけ、国民のニーズの高い手続きについては、2017年7月までに『マイポータル（仮称）』を整備し、利便性の高い個人向けオンラインサービスを開始する。」「本人確認手続き規定の類型化を図り、契約締結や役務の利用に係る利用者の利便性向上とプライバシー保護、本人確認の正確性の担保との両立を図ることができるよう、オンライン利用を前提とした本人確認手続き等の見直しについて検討する。」としている。

一方、「医療情報の利活用推進と番号制度導入」においては、「個人一人ひとりが自分の医療・健康データを利活用できる環境を整備・促進し、適正な情報の活用により適切な健康産業の振興につなげるべく検討を進め、国民的理解を得た上で、医療情報の番号制度の導入を図る。このため、まずはデータやシステム仕様の標準化、ガイドライン作成等の運用ルールの検討等の環境整備を行う。」と述べられている。

3. 今後の検討

報告書によれば、医療等情報個別法は、2013

12) これまで、カルテ等については、地域医療の枠組みで、中核病院を中心とした、いわゆる二次医療圏における地域連携ネットワークが取り組まれてきた。このような地域医療の連携ネットワークを活用した情報の提供・照会の仕組みの整備が一案として考えられる。具体的には、末端の診療所から、この医療等ID（仮称）及び医療等情報中継DB（仮称）を通じて、プッシュ型で提供された医療等情報を、中核病院等に設置するサーバにアップロードすることで、照会を行う医療機関等が、末端の診療所まで照会を行うことなく、医療等情報を提供・照会するといった仕組みが考えられる。ただし、既存の中核病院等を中心としたネットワークでは、システムの維持コストを捻出することが難しいなど、当該ネットワークの維持、拡大には限界があると指摘されることもある（例えば、首相官邸「医療情報化に関するタスクフォース報告書」（2012年6月））。

年の通常国会において、個人情報保護法または番号法の特別法として提出される予定となっていたが、いまだ具体的な動きはない。本報告書の公表後において、具体的な議論は行われていないようである。

ただ、番号法の成立を受けて、議論が再開される可能性はあるものと思われる。

[著者] _____

吉井 一洋 (よしい かずひろ)



金融調査部
制度調査担当部長
担当は、会計制度、税制、会社法、
金融商品取引法、金融制度等

鳥毛 拓馬 (とりげ たくま)



金融調査部
研究員
担当は、税制、会計制度、
金融商品取引法